

令和 4 年 11 月 28 日

バンケットレセプタント請負業における  
新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

日本バンケット事業協同組合

With コロナに向け、新しい局面を迎えるなか、引き続き三密（密閉、密集、密接）のいずれかひとつでも避けるべく、感染防止に努めております。さらに、オミクロン株等の変異株の拡大を踏まえ、これまでの感染防止策を引き続き継続していくため、弊組合は、バンケットレセプタント請負業においても、宴会場や結婚式・披露宴等のイベントの場に於けるお客様への接遇業務にあたっての感染防止ガイドラインを改訂し、衛生管理を徹底してお客様及びスタッフの安心・安全を確保してまいります。

イベント環境を整備して共有させていただくホテルや結婚式場等と連動して、新型コロナウイルスという目に見えない敵からの感染を防止しつつ、新しい生活様式に適応しながらバンケットレセプタント業務を実施してまいります。

尚、組合員は、当ガイドラインを適時活用し安心・安全を確保するものとしますが、以後の社会状況により必要に応じて内容を見直します。

また、ガイドライン活用にあたっては、それぞれの地域において差異がありますので、各地域（支部等）にて規定の追加や削除を行うことができます。

■ レセプタント手配について

① 顧客の要望によりオンラインでの打ち合わせが可能な環境を整えること。

② 以下の場合には、レセプタントは勤務不可とし、自宅待機を指示すること。

- ・過去 5 日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、但し検査で陰性を確認した場合は 3 日目に待機解除となる。
- ・過去 5 日以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、但し検査で陰性を確認した場合は 3 日目に待機解除となる。
- ・当日、発熱や風邪の症状のある場合

※日々、会社から海外情報やクラスター地域・施設の情報を周知する

- ③ ホテル、お客様から行動指定があった場合はその基準に沿って手配
  - ・新型コロナウイルス感染症からレセプタントの健康と安全を守るために、ホテル・お客様の要望により、マスク・アルコール消毒液・手袋・フェイシーシールドなど予防対策に必要な備品を準備すること。
  - ・レセプタント業務時の健康状態の確認を行うこと。（体温チェック・諸症状の申告）
  - ・体調が優れないスタッフについては、直ちに責任者に連絡を取り、その指示に従うこと。
- ④ 感染者が発生した場合、感染状況に応じて、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用するなど感染対策を行う。

#### **■ ホテル等の施設入り及び控室について**

- ① 正しいマスクの着用
  - ・マスクはできるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用する
  - ・マスク使用時には鼻と口を確実に覆い、隙間がないように着用することを徹底する。正しいマスクの着用法については、厚生労働省HP「マスクの着用について」参照  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)
  - ・屋内・屋外において、要件を満たせばマスクをはずしてもよい。
- ② ホテルに入る前のアルコール等による手指消毒や石鹼・流水による手洗いの徹底
- ③ 控室での密の回避
  - ・マスクの着用や換気の徹底を前提に人と人が触れ合わない距離での間隔を保つ。
- ④ 控室入り、会場へ向かう前のアルコール等による手指消毒や石鹼・流水による手洗いの徹底
  - ・宴会会場に入る前に必ず手指消毒を行う。

⑤ 控室では、大声での会話は控え、マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい。

⑥ 控室では、十分な換気を心掛ける。

#### ■宴会場内について

① 不織布マスク、フェイスシールド等を適切に着用する。

なお、開催場所やお客様との関係で別途対応が必要な場合は個別に相談する。

② ドリンクの受け渡しやお酌については、開催会場（ホテル）やお客様の指示に基づき対応する。

例) ドリンクは、手渡しではなくトレイ使用でお客様に受け取っていただく。

③ 料理等の取り分けサービスについては、極力ホテルのサービススタッフに任せる。

④ ビュッフェ形式で飲食を提供する場合、手指の消毒を徹底し、お客様が共同で使用するトング、菜箸やピッチャーは、適度に交換して衛生管理に努める。

⑤ 主催者及び幹事様との名刺交換等はお客様に合わせて対応する。

⑥ 開催会場（ホテル等）の指示があれば、宴会場へお客様が入退室する際、アルコール除菌スプレー実施補助を積極的に行う。（提案ベースも可）

⑦ お酒等の回し飲み（返盃）行為等はお断りする。

#### ■スタッフ（レセプタント）個人が行うべき感染予防対策について

健康と安全を守って業務を行うために、日々コロナウィルス感染症に関する最新の知見取得を心掛けて感染予防策を実施し、バックヤードや事務所内、業務車両で移動する場合においても予防策を講じる。

- ① スタッフ（レセプタント）に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、厚生労働省（2021年10月版）「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」を周知するなどの取組みを行う。また、感染が高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染予防管理対策を周知・徹底する。

「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000788485.pdf>

感染リスクが高まる「5つの場面」

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

「新しい生活様式」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>

- ② 通勤時には、咳エチケットや正しいマスクの着用、可能な限り密接をしないように注意する等、個人で出来る防止策をとる。
- ③ 業務で移動する車両の中でも換気、マスク着用、会話の自粛など、可能な限りの対人距離等の感染対策を行う。
- ④ ワクチンの接種を推奨する。
- ⑤ 就業中の業態を踏まえた適度な頻度の手指消毒や手洗いを徹底する。  
・携帯用アルコールスプレーを携帯するなどして、バックヤードに入るタイミングなど、適時の頻度で消毒を実施することが望ましい。
- ⑥ 感染リスクを低減するため、可能な限り密接しないように注意する。
- ⑦ 以下の場合、直ちに管理責任者に連絡をとり、その指示に従うこと。  
・過去5日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、但し検査で陰性を確認した場合は3日目に待機解除となる。  
・過去5日以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、但し検査で陰性を確認した場合は3日目に待機解除となる。  
・発熱や風邪の症状のある場合
- ⑧ 事務所における安全対策（検査の活用等）

- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ・出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合には、速やかに帰宅させ、受診を促すこと。
- ・換気、共用部（休憩室や飲食の場所、手洗いなど）など「居場所の切り替わり」（5つの場面の五番目の項目）での感染対策をする。
- ・なお、体調が悪いことが判明した場合、その場でPCR検査<sup>1</sup>又は抗原簡易キットを活用することも有効である。
- ・各事業所において抗原簡易キットの購入を検討する際は、次の点に留意すること。
  - － 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること。
  - － 国が承認した抗原簡易キットを用いること。
- ・具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URLを参照する。

厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順（第3版）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

- ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
- ・また、抗原簡易キットでの検査結果が陰性であった場合でも、症状軽快までは自宅待機とすること。

## ⑨ フォローアップセンターへの登録

有症状者に対する検査については、職場での検査に限らず、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能である。

## ■身だしなみについて

---

<sup>1</sup> 自費検査を提供する検査機関一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-jihikensa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html)

## ① 顔・髪の毛を触らない。

② オープナーはこまめに消毒する（宴会前後）。

③ ユニフォーム・衣類はこまめに洗濯する。

**■社員・責任者（チーフ・リーダー等）へのガイドライン研修について**

オンラインでの研修・チェックリストの作成など、会社・チーフが徹底して管理できる体制を整えることが重要

— 以上 —

2020年 5月21日 初 版

2021年12月 9日 一部改訂

2022年11月28日 一部改訂